

【概要書面】

書面内容をよく読み、十分に理解したうえでお申込み下さい。

I 真友ゼミ(以下、「当ゼミ」と略す)が提供する役務の提供行為とは、お申し込み頂いた当該講座を受講できる学習環境設備を用意し、VOD視聴を通じた生徒の学習状況について情報を提供する行為です。

- 第1条 役務提供事業者及び所在地
申込書の第2項に記載した校舎と致します。
- (1) 役務の種類 映像授業講座、巡回・完全個別指導、対面授業、ハイパーサポート
- (2) 役務提供の形態または方法
- ① 講座受講 生徒が選択した科目を、視聴可能時間内にVODにより受講
 - ② 対面指導 巡回指導、または、完全個別による指導
 - ③ 担任指導 個別もしくはグループ別に指導
- (3) 役務提供の回数
- ① 講座受講 1講の規程時間を受講することとする。
 - ② 巡回個別 指導可能時間内無制限で指導を受けることができます。
 - ③ 完全個別 指定した曜日・時間内、1対1の指導を月4回行います。
 - ④ 担任指導 月1回程度
- (4) 役務提供の期間
- ① 講座受講 1講座につき1か月以内
但し、この期間を越えて受講を継続する場合、残講数1講につき7日間最大90日を超えない期間まで延長できるものとします。
 - ② 月謝指導 学納金が支払われた1か月間
 - ③ 担任指導 学納金支払日から講座受講終了日まで
但し、高校3年生の場合、受講終了日前であっても3月10日を超えないこととします。

第2条 学納金について
入会金、受講料などの費用は、本契約書「2.ご契約の詳細」の通りとします。

- 第3条 支払方法
- (1) 銀行振込
契約書に記載されたお支払日までに、下記の口座に振り込みして下さい。
学費振込口座
ジャパンネット銀行 すずめ支店 普通口座 6796009 カ) シンユウシヤ
- (注) ① 当社への支払方法は、上記の銀行口座への振込以外、一切受け付けておりません。
② 振込手数料は各自ご負担下さい。
③ 振込の控えをもって、領収書にかえさせて頂きます。
- (2) 支払期限
原則として契約書のお支払期限までにお振込をお願いします。
万一、期限に遅れる場合は、ご連絡下さい。その際にあらためて「お支払い日」を決定致します。なお、申込日から30日を超えての支払期限を設定することはできません。

第4条 休講日
サーバーメンテナンスのために、休講することがあります。なお、事前に書面により全生徒に通知致します。また、災害や伝染病の発生、停電により、休講とすることがあります。この場合、受講料の返金対象とはなりません。

- 第5条 クーリング・オフに関する事項
特定商取引に関する法律の規定により、約定金額が5万円を超え、かつ講座提供期間が2ヶ月を超える契約については、以下のクーリング・オフや中途契約を行うことができます。
ただし、夏期・冬期などの特別講習や受講期間が1ヶ月以内の講習講座のみの契約、並びに浪人生のみを対象とした講座の場合については、同法の適用外となります。
- ① お申込みしたコースについては、特定商取引法第42条第2項、または、第3項の書面を受領した日を第1日目として、8日間以内であれば、クーリング・オフすることができます。(なお、特定商取引法第49条第1項によって、お申込者が当ゼミからクーリング・オフに関し、不実のことを告げられて誤認したり、または威迫により困惑したりしたため、上記期間内にクーリング・オフを行なわなかった場合には、上記期間を経過していてもクーリング・オフすることができます。)
 - ② 契約の解除は、お申込者が契約の解除する旨の書面を、当ゼミ宛てに発信した時からその効力が生じるものとします。
 - ③ クーリング・オフがされた場合、本契約について、違約金・使用利益・その他の損害賠償、引き取り費用に関する請求は一切いたしません。
 - ④ クーリング・オフがされた場合、上記第2条の役務がすでに提供されていても、その役務の対価、その他の金銭の支払いは請求しません。
 - ⑤ クーリング・オフがされた場合、当該申込に関連して納付済みの金銭については、速やかにその金額を返還します。
 - ⑥ 申込に伴う関連商品として購入されたテキスト、その他商品がある場合には、上記①ないし、⑤と同様にクーリング・オフをすることができます。

- 第6条 途中解約
講座申込書上の申込日後(特定商取引第42条第2項、または、第3項の書面受領日を第1日目として8日を経過した後)においては、将来に向かって申込の解除を行うことができ、これによって、この解除以降の契約を解約させることができます。この場合、役務たる受講の開始(当ゼミが提供する設備を利用して受講することが可能な状態におかれること)の前で取扱いが異なります。
- (1) 受講開始前に途中解約された場合、解約手数料として11,000円(消費税を含む)をお支払い頂きます。
- ① 第6条のクーリング・オフ期間後に、テキストが渡されていない状態を「受講開始前」と定義します。
従って、テキストの受領後は受講開始後となり、受講開始前の取扱いはされません。
 - ② 11,000円を上回る納付額の場合は、その上回った分は返還致します。
- (2) 受講開始後に途中解約された場合
- | 経過月数 | 1か月 | 2か月 | 3か月 | 4か月 | 5か月 | 6か月 | 7か月 | 8か月 | 9か月以降 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 返還率 | 80% | 70% | 60% | 50% | 40% | 30% | 20% | 10% | 0% |
- 経過月数は、お申込された月から、退会を申し出された月(10日までの場合はその月、11日以降は翌月まで)までの月数とします。
- ① 途中解約をされた場合、初期費用(入会金、サーバー登録料、プランニング料)は、入会手続きに要する費用、発注・納品、サーバーコンテンツ作業、管理データ入力の費用であり、返還には応じかねます。
 - ② 解約手数料 20,000円
 - ③ 特約付きのお申し込みの場合、返金額に割引率を乗じたものを返金額から差引きます。
 - ④ 高校3年生の場合、経過月数によらず12月31日で返還率を0%とします。
 - ⑤ 高校卒業生の場合、原則として途中解約に応じません。

- ⑥ 返金額は、お申し込み金額に上記の返還率を乗じたものから、上記の①～③の金額を減じたものになります。
- 所定の書類に必要事項を記載され、解約についてご誓約頂いた内容で返還致します。
- (3) 途中解約の申請は、所定の様式に必要事項を記入し、当ゼミに提出して下さい。
 - (4) 月謝で指導を受けている場合、10日までの申し出につきましては、その月をもって退会となり、11日以降は翌月末で退会となります。
 - (5) 途中解約の手続きは、お申込された契約者以外には行いません。
 - (6) 途中解約は、高校3年生の12月31日まで受付です。これ以降は残講座は0となります。
- 第8条 前受金
前受金の保全措置はありません。
- 第9条 その他、取り決め事項
- (1) 生徒が他の生徒・当ゼミスタッフに対する暴力行為、脅迫行為、窃盗行為その他の犯罪行為を行い、または、営業活動や宗教活動など、著しい迷惑をかける行為をした場合には、本契約を解除の上、当該生徒を退会処分とします。この場合、入会金、受講料等相当額を違約金として没収致します。
 - (2) 入会(予定)者が、当ゼミ内の施設などに損害を与えたときは、損害賠償を求める場合があります。
 - (3) 本契約を定める事項について疑義が生じた場合、その他本契約に関して紛争が生じた場合には、当ゼミと契約者との間で協議の上、解決するものとします。
 - (4) 本契約に定めのない事項については、民法その他の日本の法令によるものとし、
- 第10条 個人情報の取り扱いについて
当ゼミは、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という)に基づき、個人情報保護方針を策定し公表します。

1. 基本方針
- (1) 当ゼミは、個人情報保護法および関連するその他の法令・規範を遵守します。
 - (2) 当ゼミは、個人情報を明示した利用目的の範囲内で取扱います。また、当ゼミは、提供頂いた個人情報を同意がある場合、または、正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。
 - (3) 当ゼミは、個人情報を正確にかつ最新の状態に保つとともに、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩などの予防に努めます。
 - (4) 当ゼミは、個人情報に関するお問合せ、開示などのご請求に誠実かつ迅速に対応いたします。
2. 個人情報の利用目的
当ゼミは、個人情報をご提供いただく場合、あらかじめ個人情報の利用目的を明示し、その利用目的の範囲内で利用します。あらかじめ明示した利用目的の範囲を越えて、お客様の個人情報を利用する必要が生じた場合は、その旨を連絡し、同意を頂いた上で利用致します。
3. 個人情報の提供
当ゼミは、下記事項を除き、第三者に対して個人情報を開示または提示しません。
(1) 法23条2項の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」の条文中に基づく場合
(2) 同意がある場合
これ以外にも、委託に伴い個人データを提供する場合など、法律で認められた範囲で第三者に個人データを提供することがあります。
4. 個人情報に関するお問合せ
個人情報に関するご質問、開示等の手続きにつきましては、当ゼミにお問合せ下さい。ご本人であること、あるいは正当な代理人であることを確認させていただいた上で、対応をさせていただきます。
なお、業務委託によりお預かりしている個人情報につきましては、委託元事業者にお問い合わせいただくこととなりますので、ご了承下さい。

II 真友ゼミ規定 (抜粋)

- 1. 当ゼミは、生徒の学力向上と進路に対し指導ならびにサポートを行いません。したがって、当ゼミの規定に反することについては、厳しい処分になることがあります。
- 2. 一度納入された学納金のうち、入会金およびサーバー登録料についてはクーリング・オフの申出による契約解除および受講開始前以外返還されません。なお、受講料については、当ゼミの規定により返還することができます。
- 3. 生徒は登校した際、出入口の受付カウンターの上にある入退出席に時刻を記入することを厳守して下さい。また、月ごとに出席状況を集計しています。
- 4. 当ゼミでは、申込み後、入金が確認されてから、サーバーへの登録および確認テスト、各種テキストの手配を行いません。従いまして、初回ガイダンスは振込後、7日以内に実施し、受講はそれ以降に開始出来ます。
- 5. 各講の授業には確認テストが設置されています。講義の視聴後、確認テストに合格すると1つの講の学習を修了したとみなします。1回の講義内容を確実に習得して頂く目的から、確認テストに合格しなければ、次の授業を受講することはできません。

III 指導コースの詳細

- (1) 映像授業講座(河合サテライト、@Will、デキタス、タブレットなど)
1講で規程された時間で映像授業を受講し、視聴後にチェックテストで合格した後、次の講を受講します。
詳細については、学習の手引きを参照して下さい。
- (2) 対面指導
巡回個別指導、完全個別指導、ハイパーサポートのいずれかの方法によって、学習内容、教科指導、学習方法を指導します。
- ① 巡回個別指導 営業時間内無制限で、質問事項について教員が教えます。一部団体授業を行うことがあります。
 - ② 完全個別指導 週1回、中学生60分/回、高校生90分/回の指導を月4回、1対1で行います。
 - ③ ハイパーサポート 指導可能時間内、電話、FAX、Skype、LINE を利用し、学習の進捗状況、質問対応、学習アドバイスをいたします。
- (3) 対面授業・季節講習・特別講習
講師による授業講座で、原則有料で決められた時間割で行います。

IV プランニング料

- お申し込みの際にプランニング料を加算しており、その内訳は以下の通りです。
- ① 学習計画・学習進捗表などの作成費用
 - ② 真友ノートの作成費用
 - ③ 学習計画の修正、進捗状況の確認作業など

ご契約についての顧客相談窓口

株式会社 真友社

本社:(〒950-0901) 新潟市中央区弁天3-1-20 真友ビル
電話025 (243) 8601
運営教室 新潟駅前校、三条校、長岡校、六日町校、上越高田校、仙台校

2015.09.30制定 同日施行